○農林水産省告示第百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県福山市草戸町字下山地四九から五一まで、五二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町筏津字岡ノ奥三四九の一、三五〇の二、三五〇の四、字栗屋谷三六四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県庄原市西城町三坂字大谷五一三一の七、五一三一の一〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県福山市神辺町大字上御領字鳴岩四〇一、四一〇の一、四一〇の六、四一〇の七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年一月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成九年二月十八日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　京都府木津川市大字鹿背山小字魚ヶ谷、大池及び大字木津小字赤ヶ平、寺山、初田、菰池の全部、並びに大字鹿背山小字青渕、須原、熊ヶ崎、鎌研、大木谷、小沢、梶ヶ谷、清水谷、東大池、狸谷、頓登路里、大字木津小字東小林、今城、釜ヶ谷、内田山、片山、大谷、天神山、糠田、大字市坂小字梅谷及び大字梅谷小字今井谷、池ノ谷の各一部

四　土地区画整理事業の名称　相楽都市計画事業木津中央特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　京都府木津川市相楽台一丁目五番地

六　事業計画の認可の年月日　平成九年二月十八日

七　事業計画の変更（第三回）の認可の年月日　平成二十六年一月二十二日

○国土交通省告示第五十号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成二十六年一月二十二日

事案番号	申請者	事案の種類
平26第5001号	道北バス株式会社	一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可
平26第5002号	旭川電気軌道株式会社	一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可

○関東地方整備局告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年一月二十二日

関東地方整備局長　深澤　淳志

○国土交通省告示第四十九号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十条第三項の規定に基づき、標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年一月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

第八条第一項中「当店の請求があったときは、」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。第三十二条第二項において同じ。）が荷送人である場合であって、当店がその必要がないと認めたときは、この限りではありません。

第八条第一項第四号中「料金、立替金」を「料金、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金」に、「支払」を「額その他その支払」に改め、同条第二項中「を請求しないときは」を「の必要がないと認めたときは」に改める。

第三十二条第二項中「（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる者を対象とするものを除く。）」を削る。

第三十三条の次に次の一条を加える。

（車両留置料）

第三十三条の二　当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により留置された時間（貨物の積込み又は取卸しの時間を含む。）に応じて、当店が別に定める車両留置料を収受します。

第六十条第一項中「保管」の下に「、検収及び検品」を、「に附帯」の下に「して一定の時間、技能、機器等を必要と」を、「場合には、」の下に「当店が別に定める料金又は」を加える。

事案の内容
現行の基準賃率39円00銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃150円）を、基準賃率42円50銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃160円）に変更する。
現行の基準賃率31円60銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃150円）を、基準賃率34円80銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃160円）に変更する。